

稚内市風力発電施設建設ガイドライン

(H12.4.1 制定／H15.4.1 改正)

■ 目 的

このガイドラインは、稚内市において風力発電施設の建設にあたって、環境保全、景観形成の視点から事業者が自主的に遵守することを目的として制定する。

■ 対 象

稚内市において建設する風力発電施設及び送電線等の付帯設備を対象とする。

ただし、以下については対象外とする。

- ① 発電規模が 100kW 以下（稚内空港制限表面下 39m 以下）の施設で売電を主目的としないもの
- ② 発電規模に関わらず売電を主目的としない公共的なもの

■ 基本的な考え方

1. 建設についての考え方を各種法規制や環境保全を勘案のうえ、次の区分により示す。

- ① 法規制により極めて建設が困難な場所
- ② 自然保護等から建設が好ましくない場所
- ③ 建設にあたって調整を要する場所

2. 特に定めのない場所は、建設にあたっては以下の条件によるものとする。

【該当条件 1】・・・2 km 以内に民家（事業主を除く）が存在しない場合

- ・ 稚内空港の最低気象条件に影響を及ぼさないよう対処可能であること
- ・ テレビ電波等に影響が発生しないか、発生する場合は、解消可能であること
- ・ 動植物への影響が極力発生しないよう対処可能であること
- ・ 事業説明会により合意形成がされること

【該当条件 2】・・・2 km 以内に民家（事業主を除く）が存在する場合

- ・ 原則として民家から 500m 以上離れること
（将来的に宅地開発の可能性も考慮する）
- ・ 稚内空港の最低気象条件に影響を及ぼさないよう対処可能であること
- ・ 騒音については、建設前の状況に変化が発生しないか、騒音環境基準値以内（居住専用地の場合は昼間で 50db 以下、夜間 40db 以下等）であること
- ・ テレビ電波等に影響が発生しないか、発生する場合は、解消可能であること
- ・ 動植物への影響が極力発生しないよう対処可能であること
- ・ 事業説明会により合意形成がされること

※本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

■ ガイドラインによる調整手順

1. 事前調査の実施

- ① 建設前の騒音調査
- ② 稚内空港の最低気象条件に係る影響について
- ③ 建設前の動植物調査（鳥類を主とした天然記念物等の保護される動植物、渡り鳥のコース等）
- ④ 建設前の景観調査（民家や公園、道路など主たる眺望地点から）
- ⑤ 建設前のテレビ電波等の電波障害調査
- ⑥ 建設工事作業による環境影響予測（緑地・水質保全関係）

2. 事前説明会の実施

- ① 関係する公的機関への事業計画説明
- ② 近接住民及び漁業・農業組合等への事業計画説明
- ③ 環境保護、写真団体等への事業計画説明

【説明事項】

- ・ 建設規模及び建設スケジュール
- ・ 建設後の発生騒音の予測
- ・ 建設後の景観についての合成写真（昼間、夜間）
- ・ テレビ電波等の電波障害発生予測
- ・ 建設による動植物の影響予測（天然記念物、渡り鳥のコース等）
- ・ 建設工事作業による環境影響予測（緑地・水質保全関係）

3. 事業説明結果の報告

事業説明会の実施結果について、稚内市へ報告する。

4. 事後調査と報告

建設完了後に最終の建設規模と障害発生の予測された事項についての事後調査結果を稚内市へ報告する。

【事後調査事項】・・・障害発生の予測された項目のみ

- ・ 建設後の騒音調査
- ・ 建設後の動植物調査（天然記念物、渡り鳥のコース等）
- ・ 建設後の景観調査（民家や公園、道路など主たる眺望地点から）
- ・ 建設後のテレビ電波等の電波障害調査

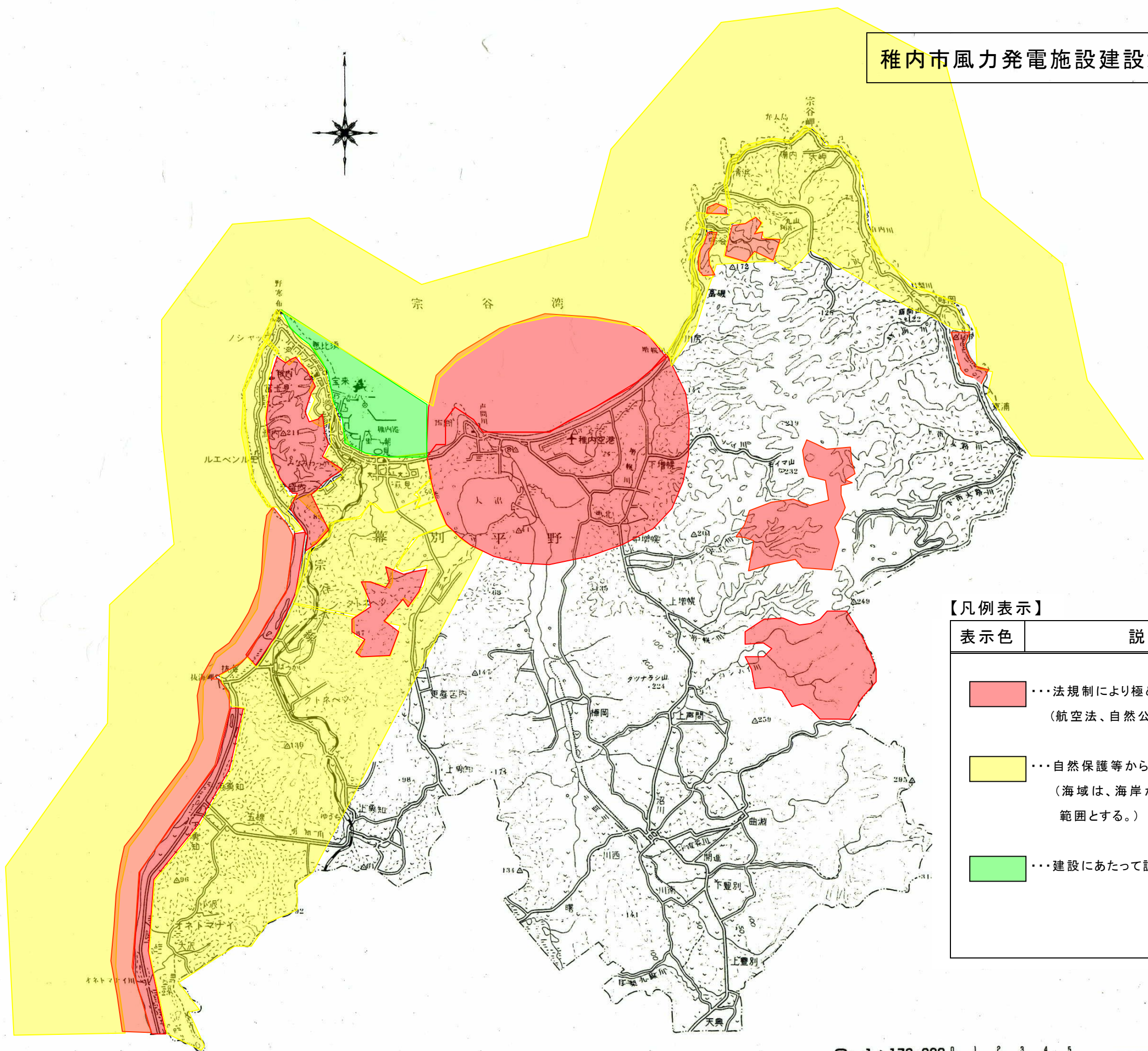
(参 考)

風力発電施設建設に係る公的な法制限

法 規	内 容
建築基準法 建築基準法施行令	高さが 15m 以上の工作物の建設にあたっては建築確認の申請書を提出、建築主事の確認を受ける。
道路法	車両制限令で定める最高限度を越える特殊貨物の運搬 ・市町村道・・・市町村長 ・一般国道・・・土木事務所長 ・一般国道・・・国土交通省工事事務所（指定区間）
道路交通法	車両の積載重量、大きさもしくは積載方法の制限を越える運搬 許認可・・・出発地警察署長 道路の使用・・・所轄警察署長
電波法	電波障害防止区域に建設する場合（31m 以上）は、総務大臣に届け出
航空法	稚内空港の制限表面の上に出る建造物は設置してはならない ・風車の最高点が 60m を越える場合は同じたかさのポールを設置 ・昼間障害標識及び低光度航空障害灯（不動灯）中光度航空障害灯（点滅灯）の設置が必要 ・ <u>国土交通省</u> 航空局電機機械課との調整を要する
消防法	建材：使用する場所により難燃性や不燃性が定められている 蓄電池：蓄電池の規模により許認可が必要 当該市町村長（消防本部等所在市町村）又は当該都道府県知事（区域外）に許認可の申請
騒音規制法	騒音規制地域での建設又は特定建設作業を施工する場合は、工事開始前（30 日及び 7 日）に都道府県知事に届け出
振動規制法	振動規制地域での建設又は特定建設作業を施工する場合は、工事開始前（30 日及び 8 日）に都道府県知事に届け出
森林法	民有林、公有林内の建設で、開発面積が 1ha を超える場合は、当該都道府県知事に許認可の申請
砂防法	砂防地域指定内での建設は、当該都道府県知事に又は所管土木事務所所長に許認可申請
地滑り等防止法	地滑り防止地域での建設は、当該都道府県知事に許認可の申請
自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、環境緑地保全地域
文化財保護法	建設時に遺跡と認められるものを発見した場合は、書面で文化庁長官に届け出
農地法	農地又は採草放牧地に建設する場合 ・2ha 以下・・・都道府県知事 ・2ha を越える・・・農林水産大臣 に転用の許認可の申請を行う（許可には通常 2 カ月程度） 地権者など関係者の同意が必要

法 規	内 容
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区内に建設する場合は、当該市町村を經由して都道府県知事に許認可申請
国土利用法	規制区域内で許可の内容を変更する場合は、当該市町村を經由して都道府県知事に許認可申請
都市計画法	都市計画地区内で規定の条件を満たしていない場合は、当該都道府県知事に許認可申請
自然公園法	国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園に対し、特別地域、特別保護地域、普通地域に分類して許認可が必要
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域での水域の占用は、港湾管理者の許可が必要
漁港漁場整備法	漁港の区域内の水域での工作の建設は、漁港管理者の許可が必要
海岸法	海岸保全区域で工作物を設けて占用する場合、海岸管理者の許可が必要
港則法	港内における船舶交通の安全、強力な灯火を使用してはならない
航路標識法	航路標識と誤認されるおそれのある灯火を使用してはならない。
漁業権	漁業権は、物件とみなし、土地に関する規定を準用する。

稚内市風力発電施設建設ガイドラインマップ



【凡例表示】

表示色	説明内容
	・・・法規制により極めて建設が困難な場所 (航空法、自然公園法、森林法)
	・・・自然保護等から建設が好ましくない場所 (海域は、海岸から沖合いの施設が視認できる範囲とする。)
	・・・建設にあたって調整を要する場所